

実務経験証明書

在職期間中の免許証番号、商号又は名称を記入。免許変更(免許替え、商号変更等)があった場合は、変更ごとに区別して記入

「証明者」欄の免許番号と()内の回号は、最新の内容を記入

在職中の従業者証明書を記入

実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号	長野県知事 (17) 第 00000 号	免許証番号	国土交通大臣 (17) 第 00000 号
商号又は名称	株式会社県庁不動産	商号又は名称	株式会社県庁不動産
職務内容	不動産賃貸仲介	代表者氏名	代表取締役 県庁 太郎
従業者証明書番号	第 111111 号	代表者氏名	代表取締役 有田 熊夫
在職期間	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで 1 年 0 月間	代表者氏名	代表取締役 有田 熊夫
免許証番号	長野県知事 (8) 第 222222 号	免許証番号	国土交通大臣 (8) 第 222222 号
商号又は名称	株式会社アルクマ不動産	商号又は名称	株式会社アルクマ不動産
職務内容	分譲住宅販売	代表者氏名	代表取締役 有田 熊夫
従業者証明書番号	第 333333 号	代表者氏名	代表取締役 有田 熊夫
在職期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 10 月 31 日まで 1 年 6 月間	代表者氏名	代表取締役 有田 熊夫
免許証番号		代表者氏名	
商号又は名称		代表者氏名	
職務内容	宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入例:「不動産売買」、「不動産賃貸借仲介」、「分譲住宅販売」(経理・総務・不動産管理等は宅建業の実務経験に該当しません)		
従業者証明書番号	実務経験先に在職中の場合は、在職開始日から登録申請日前日までの期間を記入してください。 ・空欄がある場合、受付できません。 ・未来の期間(登録申請日以降の期間)の実務経験を証明することはできません。		
在職期間	年 月 日まで 年 月 月間	代表者氏名	
在職期間計	2 年 6 月間	代表者氏名	

宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入例:「不動産売買」、「不動産賃貸借仲介」、「分譲住宅販売」(経理・総務・不動産管理等は宅建業の実務経験に該当しません)

実務経験先に在職中の場合は、在職開始日から登録申請日前日までの期間を記入してください。
 ・空欄がある場合、受付できません。
 ・未来の期間(登録申請日以降の期間)の実務経験を証明することはできません。

合計欄は、30日に満たない日数は切り捨てて「年・月間」に記入

備考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者(法人であるときはその役員)であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

実務経験先が廃業している場合や申請者が実務経験先の役員である場合は、他業者が証明してください。証明する業者は、①在職期間中に免許があり、かつ②現在も免許がある業者に限ります。

実務経験証明書

(ア)宅建業の実務経験が2年以上ある方のみ必要です。(登録実務講習修了者は不要)

(イ)実務経験とは免許を受けた宅建業者の下で勤務した経験をいい、顧客への説明、物件の調査等、具体的な取引に関するものでなくてはなりません。受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門など、顧客と直接接がない部門に所属した期間及び、単に補助的な事務に従事した期間については算入しません。

(ウ)職務内容の記入について

○ 職務内容と認められる例	不動産売買、不動産売買仲介、不動産賃貸仲介など
× 職務内容と認められない例	不動産賃貸業、駐車場賃貸、不動産管理など 具体的な取引に結びつかないような土地有効活用企画提案なども、職務内容とは認められません。
△ 職務内容として不十分な例	営業、受付(接客)、事務、役職名(代表取締役等)など 宅地建物取引業に従事していたかどうかわからない記載では受け付けられません。

(エ)注意事項 ※必ずお読みください。

- 1 原本証明付きの従業者名簿(様式第8号の2)の写しを添付してください。
 - ・実務経験の証明期間と対応するもの(事務所毎に必要です。)
 - ・実務経験先の宅地建物取引業者が宅地建物取引業法第48条第3項の規定により備えているものです。
 - ・「原本の内容に相違ありません。」と記載し、証明日、会社名、代表者名、代表者印で証明してください。
- 2 登録通知後、実務経験証明書の内容が事実と相違することが判明した場合は、登録削除処分となります。
この場合、故意に虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は、監督処分を受けることになります。
- 3 証明者
 - (a) 実務経験先の宅地建物取引業者等が証明してください。
 - (b) 申請者が宅地建物取引業者(法人であるときは、その役員)である場合は、自らの証明は認められません。他の宅地建物取引業者が証明してください。
- 4 免許番号
 - (a) 「実務経験先及び在職期間」中の免許番号は、証明する在職期間における免許番号を記載してください。
 - (b) 免許変更(免許換え、商号変更等)があった場合は、変更ごとに区別して記載してください。
 - (c) 「証明者」中の免許番号は、最新の免許番号を記載してください。
 - (d) 法人が証明する場合は、代表者氏名欄に代表者の職名も記載してください。
- 5 訂正した場合
 - ・訂正箇所代表者印の訂正印を押印してください。
- 6 従業者証明書番号
 - ・つけ方にルールがあります。誤りのないようにしてください。
- 7 在職期間
 - ・申請日の前日まで記入できます。